

関係各位

特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品の輸出入管理について

「水銀に関する水俣条約」が日本国において効力を生ずることに伴い、平成27年に改正され未施行であった輸出貿易管理令の別表第2の35の4の項の施行及び輸入公表の改正等が行われましたのでお知らせいたします。

【概要】

1. 主な改正内容

(輸出関係) 輸出貿易管理令別表第2の35の4の項の施行

平成27年7月に改正され、未施行であった別表第2の35の4の項の施行

(輸入関係) 輸入公表の改正

平成27年8月に告示され、未施行であった経済産業省告示第159号の輸入公表への統合

2. 主な対象品目

(輸出関係) 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等

(輸入関係) 特定の水銀、水銀使用製品等

3. その他

詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/08\\_minamata/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/index.html)

【施行日】

平成29年8月16日(水)

【問合せ先】

東京税関業務部

・通関総括第2部門(輸入関係)

電話：03-3599-6338

・通関総括第4部門(輸出関係)

電話：03-3599-6341